

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

足利市福祉部介護保険課

## 1 条例制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、各市町村において指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることになりましたので、新たに条例を制定するものです。

## 2 条例の概要

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、従来、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）に定められていましたが、地方分権改革により市町村の条例で定めることとなりましたので、次のとおり定めることとします。

### (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

#### ア 足利市における独自基準

①「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域を支えるネットワークづくりを進めるため、指定地域密着型サービス事業者の連携先に「地域包括支援センター」を追加します。

該当する条項：第3条、第151条及び第181条

②指定地域密着型サービス事業者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定夜間対応型訪問介護事業者を除く）は、普段から非常災害に備えるために、事業者の責務として利用者等の安全確保のための対策をより具体的に講じなければならないこととします。

該当する条項：第77条及び第103条

なお、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については第77条を、指定認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスについては第103条を準用します。

③指定地域密着型サービス事業者における記録の整備に関する基準として、サービス提供記録、従業員の勤務記録、介護給付費の請求明細等の

介護報酬の算定に係る記録について5年間保存しなければならないこととします。

該当する条項：第43条、第59条、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条及び第203条

イ その他の基準

アのほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとします。

(2) 地域密着型サービス事業を行う者の指定申請に係る資格及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準

介護保険法と同様の内容を定めることとし、今回の条例制定による変更はありません。

該当する条項：第4条及び第152条

3 条例の施行期日 平成25年4月1日

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

		見出し	基準条例	【参考】基準省令
第1章	総則	趣旨	第1条	第1条
		定義	第2条	第2条
		指定地域密着型サービスの事業の一般原則	第3条	第3条
		法第78条の2第4項第1号の条例で定める者	第4条	-
第2章	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
第1節	基本方針等	基本方針	第5条	第3条の2
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第6条	第3条の3
第2節	人員に関する基準	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員の員数	第7条	第3条の4
		管理者	第8条	第3条の5
第3節	設備に関する基準		第9条	第3条の6
第4節	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	第10条	第3条の7
		提供拒否の禁止	第11条	第3条の8
		サービス提供困難時の対応	第12条	第3条の9
		受給資格等の確認	第13条	第3条の10
		要介護認定の申請に係る援助	第14条	第3条の11
		心身の状況等の把握	第15条	第3条の12
		指定居宅介護支援事業者等との連携	第16条	第3条の13
		法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第17条	第3条の14
		居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第18条	第3条の15
		居宅サービス計画等の変更の援助	第19条	第3条の16
		身分を証する書類の携行	第20条	第3条の17
		サービス提供の記録	第21条	第3条の18
		利用料等の受領	第22条	第3条の19
		保険給付の請求のための証明書の交付	第23条	第3条の20
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	第24条	第3条の21
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	第25条	第3条の22
		主治の医師との関係	第26条	第3条の23
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	第27条	第3条の24
		同居家族に対するサービス提供の禁止	第28条	第3条の25
		利用者に関する市長への通知	第29条	第3条の26
		緊急時等の対応	第30条	第3条の27
		管理者等の責務	第31条	第3条の28
		運営規程	第32条	第3条の29
		勤務体制の確保等	第33条	第3条の30
		衛生管理等	第34条	第3条の31
		掲示	第35条	第3条の32
		秘密保持等	第36条	第3条の33
		広告	第37条	第3条の34
		指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第38条	第3条の35
		苦情処理	第39条	第3条の36
		地域との連携等	第40条	第3条の37
		事故発生時の対応	第41条	第3条の38
		会計の区分	第42条	第3条の39
記録の整備	第43条	第3条の40		
第5節	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	適用除外	第44条	第3条の41
		指定訪問看護事業者との連携	第45条	第3条の42

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

		見出し	基準条例	【参考】基準省令
第3章	夜間対応型訪問介護			
第1節	基本方針等	基本方針	第46条	第4条
		指定夜間対応型訪問介護	第47条	第5条
第2節	人員に関する基準	訪問介護員等の員数	第48条	第6条
		管理者	第49条	第7条
第3節	設備に関する基準		第50条	第8条
第4節	運営に関する基準	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	第51条	第9条
		指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	第52条	第10条
		夜間対応型訪問介護計画の作成	第53条	第11条
		緊急時等の対応	第54条	第12条
		管理者等の責務	第55条	第13条
		運営規程	第56条	第14条
		勤務体制の確保等	第57条	第15条
		地域との連携等	第58条	第16条
		記録の整備	第59条	第17条
		準用	第60条	第18条
第4章	認知症対応型通所介護			
第1節	基本方針		第61条	第41条
第2節	人員及び設備に関する基準			
第1款	単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護	従業員の員数	第62条	第42条
		管理者	第63条	第43条
		設備及び備品等	第64条	第44条
第2款	共用型指定認知症対応型通所介護	従業員の員数	第65条	第45条
		利用定員等	第66条	第46条
		管理者	第67条	第47条
第3節	運営に関する基準	心身の状況等の把握	第68条	第48条
		利用料等の受領	第69条	第49条
		指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	第70条	第50条
		指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	第71条	第51条
		認知症対応型通所介護計画の作成	第72条	第52条
		管理者の責務	第73条	第53条
		運営規程	第74条	第54条
		勤務体制の確保等	第75条	第55条
		定員の遵守	第76条	第56条
		非常災害対策	第77条	第57条
		衛生管理等	第78条	第58条
		地域との連携等	第79条	第59条
		記録の整備	第80条	第60条
		準用	第81条	第61条
第5章	小規模多機能型居宅介護			
第1節	基本方針		第82条	第62条
第2節	人員に関する基準	従業員の員数等	第83条	第63条
		管理者	第84条	第64条
		指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	第85条	第65条
第3節	設備に関する基準	登録定員及び利用定員	第86条	第66条
		設備及び備品等	第87条	第67条
第4節	運営に関する基準	心身の状況等の把握	第88条	第68条
		居宅サービス事業者等との連携	第89条	第69条
		身分を証する書類の携行	第90条	第70条
		利用料等の受領	第91条	第71条
		指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	第92条	第72条
		指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	第93条	第73条
		居宅サービス計画の作成	第94条	第74条
		法定代理受領サービスに係る報告	第95条	第75条
		利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	第96条	第76条
		小規模多機能型居宅介護計画の作成	第97条	第77条
		介護等	第98条	第78条
		社会生活上の便宜の提供等	第99条	第79条
		緊急時等の対応	第100条	第80条
		運営規程	第101条	第81条
		定員の遵守	第102条	第82条
		非常災害対策	第103条	第82条の2
		協力医療機関等	第104条	第83条
		調査への協力等	第105条	第84条
		地域との連携等	第106条	第85条
		居住機能を担う併設施設等への入所等	第107条	第86条
		記録の整備	第108条	第87条
		準用	第109条	第88条

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

		見出し	基準条例	【参考】基準省令
第6章	認知症対応型共同生活介護			
第1節	基本方針		第110条	第89条
第2節	人員に関する基準	従業員の員数	第111条	第90条
		管理者	第112条	第91条
		指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	第113条	第92条
第3節	設備に関する基準		第114条	第93条
第4節	運営に関する基準	入退居	第115条	第94条
		サービスの提供の記録	第116条	第95条
		利用料等の受領	第117条	第96条
		指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	第118条	第97条
		認知症対応型共同生活介護計画の作成	第119条	第98条
		介護等	第120条	第99条
		社会生活上の便宜の提供等	第121条	第100条
		管理者による管理	第122条	第101条
		運営規程	第123条	第102条
		勤務体制の確保等	第124条	第103条
		定員の遵守	第125条	第104条
		協力医療機関等	第126条	第105条
		居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	第127条	第106条
			記録の整備	第128条
	準用	第129条	第108条	
第7章	地域密着型特定施設入居者生活介護			
第1節	基本方針		第130条	第109条
第2節	人員に関する基準	従業員の員数	第131条	第110条
		管理者	第132条	第111条
第3節	設備に関する基準		第133条	第112条
第4節	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び契約の締結等	第134条	第113条
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等	第135条	第114条
		法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	第136条	第115条
		サービス提供の記録	第137条	第116条
		利用料等の受領	第138条	第117条
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱	第139条	第118条
		地域密着型特定施設サービス計画の作成	第140条	第119条
		介護	第141条	第120条
		機能訓練	第142条	第121条
		健康管理	第143条	第122条
		相談及び援助	第144条	第123条
		利用者の家族との連携等	第145条	第124条
		運営規程	第146条	第125条
		勤務体制の確保等	第147条	第126条
協力医療機関等	第148条	第127条		
	記録の整備	第149条	第128条	
	準用	第150条	第129条	

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

		見出し	基準条例	【参考】基準省令
第8章	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
第1節	基本方針	基本方針	第151条	第130条
		入所定員の数	第152条	-
第2節	人員に関する基準		第153条	第131条
第3節	設備に関する基準		第154条	第132条
第4節	運営に関する基準	サービス提供困難時の対応	第155条	第133条
		入退所	第156条	第134条
		サービス提供の記録	第157条	第135条
		利用料等の受領	第158条	第136条
		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	第159条	第137条
		地域密着型施設サービス計画の作成	第160条	第138条
		介護	第161条	第139条
		食事	第162条	第140条
		相談及び援助	第163条	第141条
		社会生活上の便宜の提供等	第164条	第142条
		機能訓練	第165条	第143条
		健康管理	第166条	第144条
		入所者の入院期間中の取扱い	第167条	第145条
		管理者による管理	第168条	第146条
		計画担当介護支援専門員の責務	第169条	第147条
		運営規程	第170条	第148条
		勤務体制の確保等	第171条	第149条
		定員の遵守	第172条	第150条
		衛生管理等	第173条	第151条
		協力病院等	第174条	第152条
		秘密保持等	第175条	第153条
		居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	第176条	第154条
		事故発生の防止及び発生時の対応	第177条	第155条
		記録の整備	第178条	第156条
		準用	第179条	第157条
第5節	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準			
第1款	この節の趣旨及び基本方針	この節の趣旨	第180条	第158条
		基本方針	第181条	第159条
第2款	設備に関する基準		第182条	第160条
第3款	運営に関する基準	利用料等の受領	第183条	第161条
		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	第184条	第162条
		介護	第185条	第163条
		食事	第186条	第164条
		社会生活上の便宜の提供等	第187条	第165条
		運営規程	第188条	第166条
		勤務体制の確保等	第189条	第167条
		定員の遵守	第190条	第168条
		準用	第191条	第169条
第9章	複合型サービス			
第1節	基本方針		第192条	第170条
第2節	人員に関する基準	従業員の員数等	第193条	第171条
		管理者	第194条	第172条
		指定複合型サービス事業者の代表者	第195条	第173条
第3節	設備に関する基準	登録定員及び利用定員	第196条	第174条
		設備及び備品等	第197条	第175条
第4節	運営に関する基準	指定複合型サービスの基本取扱方針	第198条	第176条
		指定複合型サービスの具体的取扱方針	第199条	第177条
		主治の医師との関係	第200条	第178条
		複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	第201条	第179条
		緊急時等の対応	第202条	第180条
		記録の整備	第203条	第181条
		準用	第204条	第182条
附 則		施行期日	第1条	附則第1条
		経過措置	第2条	附則第2条
			第3条	附則第7条